

生活景の保全・創造の仕組みとしての「世田谷区地域風景資産」の可能性

— 市民活動支援を中心とした景観施策の展開に向けて —

The possibility of the system of the selection of assets of local scenery of the ward of Setagaya as a plan to conserve the community landscape

-Forward to the planning of the landscape for support to the citizens movements-

36140 藤本ふみ

In order to examine the possibility of the system of the selection of assets of local scenery based on Landscape Ordinance of the ward of Setagaya as a plan to conserve the community landscape, this study analyzes the selected assets and the citizens movements against the assets. The system is to encourage citizens motivation and movements. It is found that the system enables to select various assets fitted the citizens movements. In addition, the system gives citizens the chance to start the movements, and the ordinance functions as steps for the various movements against the assets.

序章

0-0. 研究の背景

生活景とは、身近な生活環境の景観であり、身近すぎるため、漸進的な変化には鈍感であり、その重要性は認識されにくい。急激な好ましくない景観の変容によって、はじめて価値が認識される。

北原(2000)¹は、「日常的な生活風景である『生活景』は最も身近な景観である。」と生活景を定義し、生活景に限らず、景観づくり一般の目的が総合的な生活環境の質の向上であるところを指摘している。また、生活景の変化への脆弱性と価値の日常埋没性を整理している。小浦(2000)²は、「生活環境の視覚的現象」と定義した上で、地域の自立的な環境形成システムとして、まちづくり協定や景観協定によって、まちづくりの具体的なイメージを提示できること、強制力はないが地域が主体的に運営できる点を評価している。中井(2000)³においても、空間のコントロールについては、「生活の営み」のように価値観が多様なことに関しては、公的強制力を用いるような手法はなじまず、合意という形をとるのが適しているとし、まちづくり協定の可能性を提案している。

本研究では、生活景とは、人々の日常生活の風景であり、またそれによって作られる身近な風景であると考えられる。その上で、魅力的な生活景の保全・創造を達成するには、(1)意志のある主体の率先により、(2)場所を共有する他者の理解・協力を得て実現されるものと考えられる。

このような問題意識のもとに、世田谷区風景づくり条例地域風景資産の施行は生活景の保全・創造の観点から行われている数少ない事例である。条例において、風景は、「風土と文化の表れであり、そこに生活する人々によって創造され、受け継がれてきたもの」と定義され、保全・創造の対象として位置づけられている。さらに、風景を地域風景資産とは、「『大切にしていきたい風景』の中で特に、みんなが大切だと思えるもの」であり、選定の目的として「地域風景資産を核にして、推薦者が主体的に、地域の人たちと、地域の風景づくりと、地域のコミュニティづくりをすすめるためのきっかけをつくること」を掲げている。2001年8月に公募が行われ、2002年11月に第1回地域風景資産が36件選定され、現在、推薦者に

よって地域風景資産を中心とした保全活動が展開されている。

0-1. 研究の目的

世田谷区風景づくり条例地域風景資産を本研究の対象とする。地域に共有されている資源として何が抽出され、それを核にどのような生活景の保全・創造が行われているのかという2点を視点として、選定された地域風景資産とそれに対する市民活動の実態を分析することにより、生活景の保全・創造のための仕組みとしての風景づくり条例地域風景資産の可能性と課題を明らかにし、景観施策への示唆を得ることを目的としている。

0-2. 論文構成

第1章においては、行政資料をもとに、地域風景資産の項目が設けられた背景を明らかにする。第2章では、議事録・ヒアリングをもとに、第1章を受けて、第1回選定地域風景資産の実態から、共有された資源を抽出する方法として地域風景資産の仕組みを評価する。第3章では、ヒアリングによって明らかになった、第1回選定地域風景資産に対する市民活動の実態から、他制度へのステップとして地域風景資産の選定の仕組みを評価する。結章においては、第2章、第3章から、生活景の保全・創造の仕組みとしての風景づくり条例地域風景資産の可能性を考察し、景観施策へ示唆を得たい。

0-3. 既往研究

岡田らの一連の研究では、区民と区の協働の視点から、

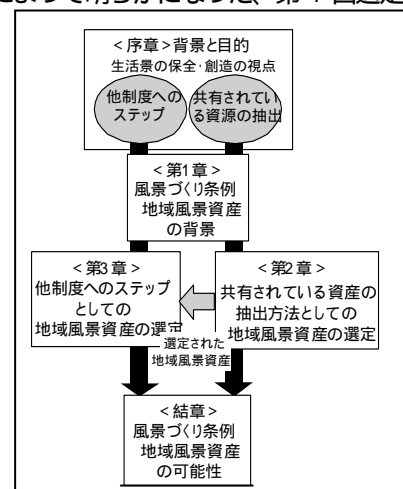


図1 論文の構成

選定プロセスの効果として様々な主体が関わることによって選定の偏りがなくなったこと、新しい住民の参加が得られたこと、風景づくりプランの作成によって主体性が生み出されたこと、活動を伴った風景が生み出されたこと、住民と行政のつながりが生まれたことが分析されている。その他、選定後の活動支援の報告等が行われている。しかし、生活景の保全・創造の仕組みとしての実態と課題は、明らかになってはいない。

また、宮森(2002)による研究、推薦された地域風景資産候補は、自宅から近距離にあり、多様な意味をもち、複数の所有者にまたがっていることを明らかにし、保全の難しさを指摘している。つまり、推薦された地域風景資産は、生活景であることを明らかにしている。しかし、選定された地域風景資産に関しての考察はない。

0-4.世田谷区風景づくり条例地域風景資産の位置づけ

景観条例は、1968年に金沢市、倉敷市に始まる歴史的街並み保全、1978年神戸市都市景観条例に端を発する都市景観形成から、1980年の地区計画制度の創設を受けて、協定や団体の認定等住民参加によるまちづくりを進める景観まちづくりへと展開してきた。この景観まちづくり条例に、世田谷区風景づくり条例は位置づけられる。近年、連担する3軒から始められる景観協定(戸田市、郡山市等)に見られる小さなコミュニティによる景観づくりへの支援の拡大の流れと、普及啓発目的の公募による景観資源の選定の条例への位置づけや所謂重要建造物等の景観資源の指定の対象が拡大している流れが存在する。世田谷区地域風景資産は、その2つの流れの合流点に位置づけられ、より多様な資源を対象とし、より小さな単位から始める景観まちづくりの可能性を開いている。

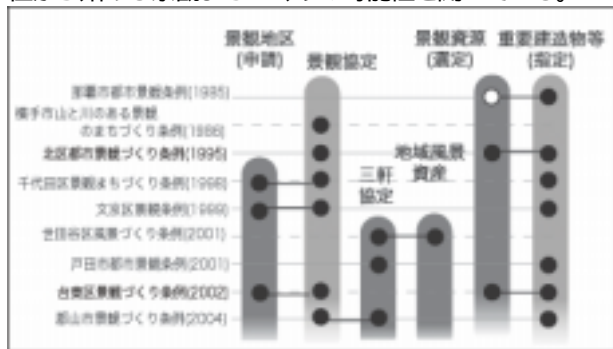


図2 市民が主体的に取り組む景観条例の項目

1章：世田谷区風景づくり条例地域風景資産の背景

本章では、世田谷区風景づくり条例に地域風景資産が設けられた背景を明らかにする。

1-1.世田谷区の景観行政

世田谷区の景観行政は、1979年基本計画に始まるとされている。そこでは「行政への文化的視点の導入」をテーマに、公共施設の設置やまちづくり事業において、地域の個性と文化性を生かした整備をすすめることが目標とされていた。1980年都市美委員会の創設、1982年推進体制としての都市デザイン室設置を受けて、公共事業先導型の景観形成が行われていく。公共事業を進めていく際に、事業を進める上で住民の参加のデザインの必要性から、参加のまちづくりの手法の蓄積が行われた。公共

事業と並行して、普及啓発活動が行われ始める。代表的な取り組みは、都市美三大啓発事業と言われている。区民公募・候補の抽出・人気投票・専門家の選定によって風景の選定を行った「せたがや百景」(1984)、先導的役割を果たしている空間を表章する「界隈賞」(1984~1992、隔年)、区民が自らのできる環境づくりに関するテーマを扱った「都市美シンポジウム」(1985~1988、4回)である。また、区民の参加可能な公開コンペ、「まちづくり学校」等も行われた。「街並みづくり講座」は、など広く市民の参加が行われはじめた。この参加のまちづくりの流れの上に、「街並みづくり講座」を継承した取り組みとして、世田谷区風景づくり条例地域風景資産の仕組みづくりを行った「風景づくりフォーラム」が位置づけられる。

1-2.世田谷区風景づくり条例制定

条例制定の背景 百景周辺の開発、屋敷林の伐採を伴う中高層マンションの建設など、景観・風景の変容が進み、景観系条例の制定が切望されていた。これを受けて、条例策定へ向けて具体的な取り組みが1990年代後半に始まり、1998年から景観条例の検討を目的とした、区職員・学識経験者からなる景観条例検討委員会が設置された。世田谷区風景づくり条例地域風景資産の誕生 景観条例

検討委員会は、1998年夏から4回にわたって開催された。当初、「景観重要建造物等」として、資源の目録作成・公開が検討されていたが、目録作成への区民の参加や、独自の支援の仕組みの必要性、幅広い資源を扱う必要性等が指摘され改案された。また、地域共有があるところのものから行うこと、界わい宣言のきっかけとして位置づけることが提言された。以上の議論を踏まえて、理念として、条例自体が普及啓発であること、地域風景資産をその先鞭にすること、協働によって取り込むことが確かめられた。

このような経緯で、区民と区の協働によって、地域風景資産の選定の仕組みづくりが行われることになった。世田谷区風景づくり条例 世田谷区風景づくり条例は、1999年3月11日に公示、1999年4月1日に施行された。条例の目的は、「風景づくりを総合的かつ計画的に進め、もって区民1人1人が愛着と誇りを持つような魅力あるまちの形成を図ること」である。「風景づくり」とは、「地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、育て、又はつくること」と定義されている。また、前文において、風景は、「風土と文化の表れであり、そこに生活する人々によって創造され、受け継がれてきたものである」と定義されている。

風景計画 風景計画は、「風景づくりに関する施策の基本的な考え方を明らかにした計画」であり、区長が策定するものとなっている。風景計画は、2001年1月告示されている。ここでは、「世田谷の風景づくりの目標」として、地形、緑と水、歴史、コミュニティの保全と並んで、「地域の生活風景」が掲げられている。駅周辺や商店街

地域風景資産の選定(第12条)
区長は、区民等が地域の個性や魅力を共有し、風景づくりを推進する手掛かりとなるよう、風景づくりに寄与している建築物若しくは木竹又はこれらを含む区域その他規則で定めるものを、区民等の参加の下に、地域風景資産として選定することができる。
2 目録の作成・公開
登録(第13~17条)
登録・資産活用指針・支援及び助成

の“賑わい”と住宅地において市民活動によって生み出された風景が挙げられている。

「区の取組の方向性」には、(1)区民の主体的取組によって進める風景づくり、(2)区民、事業者及び区との協働によって進める風景づくり、(3)区が先導して計画的に進める骨格的な風景づくりの、が示されている。

表1 世田谷区風景づくり条例の構成と策定状況

策定済み、または既に行なわれている

策定中

(空欄) 未策定

条例の構成	策定等の状況
前文	
第1章 総則	風景計画 (2001.1)
第2章 総合的施策の展開	公共施設風景づくり指針
第3章 地域風景資産 <選定> <登録>	地域風景資産(選定) 36件(2002.11) 地域風景資産(登録) 登録地域風景資産活用指針 登録資産への支援・助成
第4章 界わい宣言	界わい宣言(登録) 1件(2004.3) 登録宣言への支援・助成 1件
第5章 風景づくり活動団体等	風景づくり活動団体(登録) 5件(2004.3) 登録活動団体への支援・助成 2件 登録活動団体の表彰
第6章 界わい形成地区	界わい形成地区 界わい形成地区の方針 界わい形成地区の基準
第7章 水と緑の風景軸	風景づくり基準 風景軸の方針 水と緑の風景軸
第8章 建設行為等の誘導	共通の基準 (2001.1) 特定の建設行為等(届出)
第9章 世田谷区風景づくり委員会等	風景づくり委員会 風景づくりアドバイザー 3件
第10章 雑則 附則	

区民の主体的取組によって進める風景づくり

界わい宣言(第18条～第20条) 一定のまとまりのある区域内の土地又は建築物等の所有者等は、自主的に行う風景づくりに関して必要な事項を宣言することができ、界わい宣言として登録ができる。施行規則では、宣言の要件として、「宣言した者の数が、3以上であること」等を挙げている。技術的な支援と助成を受けることが可能となる。2005年1月現在登録は1件である。地域風景資産の選定(第12条) 区長は、区民等が地域の個性や魅力を共有し、風景づくりを推進する手がかりとなるよう、風景づくりに寄与しているもの建築物等若しくは木竹又はこれらを含む区域その他規則で定めるものを、区民等の参加の下に、地域風景資産として選定することができる。第1回選定を受けて施行規則に、眺望が得られる高台等が加わっている。

区民、事業者及び区との協働によって進める風景づくり

地域風景資産の登録(第14条～第17条) 区長は、選定した地域風景資産のうち、特に風景づくりに寄与し、かつ、重要であると認められるものについて登録することができる。登録がなされると、地域風景資産を活かした風景づくりを行うための指針を策定できるとともに、技術的支援、助成等の措置を行うことができる。

その他 その他、区民の主体的取組を支える仕組みとして、風景づくり活動団体の登録、風景づくりアドバイザーの派遣、表彰等がある。

1-3.他の施策との関連

風景づくり条例を世田谷区に関連条例と比較すると、開発規制については、対象となる開発規模は緩くなっているが、細かい地区指定が可能となっている。また、市民活動に対する支援に関しては、街づくり条例と同様に、幅広い項目に渡っている。

表2 世田谷区風景づくり条例の関連条例との比較：活動支援

条例	指定地区	対象	小 開発規模 大	
			届出	届出
街づくり条例	街づくり誘導地区 その他の地区	開発行為		
環境基本条例	区域全体	敷地3000平米以上の開発		届出
(仮称)みどりの基本条例(素案)	区域全体	250平米以上の敷地開発		届出
	特別保護区	すべての開発行為等		届出
住宅条例	区域全体	大規模開発		協議
福祉のいえ・まち推進条例	区域全体	公共建築・集合住宅		整備基準を満たすこと
(仮称)国分寺崖線保全整備条例(素案)	崖線地区	公共建築・集合住宅(20戸～)		届出
風景づくり条例	崖線地区	地面からの高低差6m以下		建設不可
	区域全体	敷地3000平米以上の開発		届出

表3 世田谷区風景づくり条例の関連条例との比較：開発規制

年次	条例名	保全・開発への融資	専門家の派	活動助成	協定の締結	協議会・団体の認	表彰	情報提供	提案可能性
1982	街づくり条例								
1984	環境基本条例								
1977	自然的環境の保護及び回復に関する条例								
1990	住宅条例								
1978	中高層建築物の建設にかかる紛争の予防と調整に関する条例								
1995	福祉のいえ・まち推進条例								
1995	清掃・リサイクル条例								
1997	ボイ捨て防止に関する条例								
1999	風景づくり条例								
2005	国分寺崖線保全整備条例(素案)								
2005	みどりの基本条例(素案)								

1-4.小結1

世田谷区風景づくり条例は、1980年代初頭からの都市デザイン行政による啓発活動の蓄積と参加のまちづくりの成熟の上に存在する。風景づくり条例は、充実した市民活動支援の項目をもものとなっている(表2,3参照)。参加の蓄積 参加のまちづくりの実績のから、区民の参加の下で、地域の魅力・個性として共有されている資源を抽出することとなった。世田谷らしさの保全の必要性 せたがや百景の消失を受けて、世田谷らしい、幅広い資産を独自に守る支援策が必要であった。条例の運用の動機 普及啓発を目的とした条例の運用のきっかけとして、市民によって共有されている資源の抽出から行う必要性があると考えられていた。人々の生活により継承・創造された風景の保全 このような背景の下、条例の理念として、人々の生活によって継承・創造された風景の保全を掲げられた。第2章・第3章では、風景づくり条例地域風景資産が、条例の理念を実現する仕組みとして機能しているかを検証する。

2章:共有されている資源の抽出方法としての地域風景資産の選定

第1回選定地域風景資産の実態から、共有されている資源の抽出の方法として地域風景資産の選定の仕組みを評価する。

2-1.選定の仕組み

区民と区の協働 地域風景資産の選定は、区民等と区の役割分担のもとに協働して行い、区長は区民等が選定に関与することができるよう努めねばならない、と区民等と区の協働を義務づけている。抽象的な条件と市民活動支援としての選定プロセス 地域風景資産の選定の仕組みは、選定の条件と選定プロセスからなる。選定の条件は、選定活動における推薦者の達成目標として存在し、(1)風景としての資産の価値があること(2)地域の共有・共感があること(3)風景づくりにつ

ながらアイデアがあること(4)コミュニティづくりにつながる可能性があることである。選定の手続きは、地域風景資産を公募し、推薦者が風景づくりプランを作成する

段階第1段階、選定人が風景づくりプランを現地で選定評価する第2段階、公開



図3 地域風景資産の選定プロセス

で選定の可否を判断する第3段階からなり、推薦者による活動支援プログラムとなっている(図4参照)。市民による支援と学習の義務 特徴的なのは、第1段階の推薦人の風景づくりプラン作成の支援を自主的に行う市民ボランティアである「サポーター」の存在である。また、サポーター、選定人、審査人のいれに関しても、一定の学習の機会等に参加していることが義務づけられていることも特徴の一つである。

地域風景資産の仕組みづくりと第1回選定は1999～2002年にわたって、区民と区の協働の場である世田谷風景づくりフォーラムにおいて行なわれた。

2-2.仕組みづくり

風景の発見 1999年は、区民とともに風景を発見することを目的に、地域に分かれてまちあるきワークショップが行われた。参加者によって風景をつくる主体として生活者が意識されている。2000年は、地域風景資産の定義や地域風景資産の選定の基準などの方針が決定された。スタディにおいて、井戸や材木屋、銭湯等も検討され、定義案に「生活風習」が加えられた。

2001年は、地域風景資産の公募方法と、大まかな選定プロセスを決定した。8月から約一ヶ月間に渡って行なわれた第1回地域風景資産の公募を受けて、実際の選定活動と並行しながら、選定に関する主体の役割を決定した。2002年は、実際の選定の過程の中で出てきた問題や課題に対処しながら、選定方法を詳細に決定した。

2-3.第1回選定

第1回の選定は、2001年8月5日に第1回地域風景資産候補が「あなたの大切な風景を推薦してください」というキャッチフレーズのもとに区報で公募された。推薦は、127名、158件、139カ所であった。その後、2002年3月お披露目シンポジウム、推薦人による風景づくりプラン作成・8月提出、選定人による地域風景資産候補の基準への適合確認、11月公開審査という流れで、第1回地域風景資産36件が選定された(図3)。

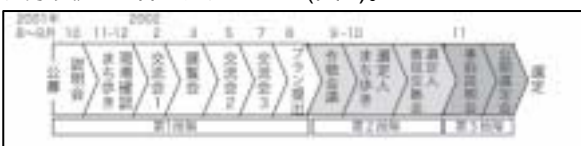


図4 第1回地域風景資産の選定活動の流れ

2-4.推薦者による選定活動

選定の条件「地域の共有・共感があること」に対して、以下の2点が必要とされている。1つは、「民間所有者の

推薦への同意がある、もしくは公共物である」ことで、推薦者は、民間所有の資源の所有者の同意を取りに行くということが行われた。もう1点は、「推薦者の家族以外の賛同者がいる」ということで、推薦者は、地域に賛同を得るために、町会等地域の団体に挨拶する等のはたらきかけを行った。つまり、共有を得るために、推薦者自身によって、所有者と地域へのはたらきかけが行われた。

2-5.選定の仕組みのはたらき方

推薦者は、選定プロセスから離脱していく。その理由は、活動の意志がない場合、活動の手が回らなかったり、個人によって多数の推薦を行い、選定活動を継続するのが不可能なものであった。また、選定活動は可能だが「所有者の同意が得られない」「仲間づくりが行えない」といった、選定条件から離脱するケースも見受けられた。

公開審査での選外となった理由は、「民間所有者の同意がない」が4件、「苦情への対応策がない」「コミュニティへの広がりが少ない」が1件ずつという3つの理由であった。

つまり、「選定活動が可能で、所有者の同意があり、地域との積極的な関わりをもち得る資源」が選定された。

2-6.選定された地域風景資産

地域風景資産の

構成要素は、建物、樹木、橋、道路、公園、樹林・竹林、農地、その他天水桶があり、幅広い種類の構成要素を持った資源が選定されている。それに加えて、道路という分類に関して

表4 第1回選定地域風景資産

大分類	地域風景資産
建	建築 8 近代住宅(6)、近代化遺産、寺社、児童館
造	道路 4 古道、プロムナード、玉石垣、土の道
物	橋梁 1 デザイン橋
14	その他 1 天水桶
み	公園 6 親水公園(3)、花の公園、歴史ある公園、団地公園
ど	緑地 3 市民緑地(3)
り	屋敷林 3
17	並木 2 桜並木(2)
学校	2 園芸高校、大木
農地	1
眺望	富士山 2 富士見橋、富士見坂
川	1 橋
樹林	1 川堤
5	塔 1 農地

も、玉石垣を評価するもの、都市デザイン事業によってつくられたプロムナード、整備がなされず放置されていた土の道等、様々な価値を持っていることが分かる。

2-7.資源の種類のご組合せと分布のタイプ

資源の種類 選定された資源は複数の種類の組み合わせからなるものが多い。

構成要素の分布タイプ 地域風景資産は、建物1棟、樹木1本など、構成要素単独からなっている「単独型」と、構成要素を複数組み合わせとして一体として地域風景資産となっている場合とがある。「単独型」が17例、構成要素が複数組み合わせしているもの19件となっており、複数の構成要素の組み合わせとして地域風景資産を運用している例が少ないことがわかる。

つまり、同意が可能な最低単位からの資産の抽出が可能となっている。

図5 構成要素の分布タイプ



推薦者の属性と資源の分布 個人推薦による選定資産は、

空間的広がりがなく、公共所有がほとんどであり、団体推薦による選定資産は、単独型から分散型、公共・民間所有のものが存在している。つまり、活動の成熟度に応じた資源の抽出が可能となっている。

風景づくりプランの内容と対象範囲の広がり 風景づくりプランにおいては、建物単体から広域レベルまでの保全・創造が展望されている。単体から数軒レベルの広がりを持つプランは、資産そのものにおいてイベントを開催や新しい用途を導入し常時利用が可能にするなど動態的な保全・活用が図られ、点的な保全・創造が構想されている。界わいレベルの広がりを持つプランは、並木や遊歩道などの進延や、ルールや整備方針を明示した上での沿道敷地も含めた道路環境づくりといった提案がなされており、線的な保全・創造が構想されている。地域レベルの広がりを持つプランは、中距離の眺望の保全、地区全体としての街並み・特性そのものを保全しようという意図が見られ、いずれも地域風景資産以外に地区の特徴を示す資源が明示された上で、それらを遊歩道設置・散策コースづくり・マップづくりなどによってつないでいこうというような提案がなされている。広域レベルにおいては、長距離眺望の保全が目的とされ、単独型の資産である富士見坂や富士見橋が資産として選定されている。

図6 風景づくりプランの内容



2-6. 小結 2

活動の成熟度に応じた多様な資源が抽出された 公募と、抽象的な選定の条件、推薦者の活動を支援する選定プロセスによって、活動の意志のある主体とともに、活動の成熟度に応じた、多様な資源が抽出された。公募で集まった資源の評価と活動の意志があるが選外になった主体の積極的な位置づけを行うことが必要である。生活風景の位置づけの不在 風景の発見の段階で位置づけられ、条例前文・風景計画でも評価されている現在ある生活、あるいは生活景を評価することに必ずしも成功しておらず、啓発活動が必要である。

3章：他制度へのステップとしての地域風景資産の選定

選定された地域風景資産の保全・創造の実態から他制度へのステップとしての地域風景資産の選定を評価する。

3-1. 推薦者による活動状況

団体での活動は25件、16団体、個人による活動は5件、活動が行われていないものは6件、誘発された活動は9件となっている。

3-2. 資源の種類による活動タイプ

資源の種類によって、活動タイプが定まっている。公園・樹林・道路に関しては、管理協定締結、イベント開催、整備への参加等、管理型の活動タイプ、沿道を含めた道路・地域に分散する資源に関しては、会報・イベント開催、地域の資源発掘や開発対応等を行う地域型、建築等の単体に対しては、調査・イベント開催、管理活用を行う活用型、古道・富士見などの眺望に関しては、イベント開催や、マップや冊子等のグッズの作成などを行う広域型が存在する。

表5 地域風景資産に対する活動の状況

選定前	後	件数	活動団体「地域風景資産」
団体	団体	20	7 せたがや街並保存再生の会 3 喜多見ボンボコ会議 2 くるうぶ街 1 土とみどりの会 1 芦花公園花の丘 1 北烏山アパート自治会 1 「校庭で子どもたちを見守る松の木」 1 代沢せせらぎ公園協議会 1 医師と一緒に歩く会 1 里山コア会議「成城三丁目緑地」 1 坂の会
		3	1 新町パークフレンド 1 大山みちの会 1 上北沢桜並木会議
		1	1 「祖師谷中橋」
		2	1 船橋小径の会 1 駒沢給水塔地域風景資産保存会
		4	1 「谷沢川の桜並木」 1 「呑川親水公園」 1 「世田谷の小京都 釜六の天水桶」 1 「森の児童館」
		6	1 「用賀プロムナード」 1 「園芸公園の並木とみどり空間」 1 「富士見橋より見た富士山の見える眺望」 1 「静嘉堂緑地の自然林」 1 「等々力駅近(の寺社が)いらい」 1 「等々力丁目尻井家・鈴木家が)いらいの巨木群」

資源の種類	団体類型	活動団体名	新規活動
公園	管理型	里山コア会議	
		管理協定締結	芦花公園花の丘友の会
		イベント開催	代沢せせらぎ公園協議会
		整備への参加	北烏山アパート自治会
樹林	地域型	新町パークフレンド	
		船橋小径の会	
沿道	地域型	上北沢桜並木会議	
		会報・イベント開催	土とみどりの会
		地域の資源発掘	くるうぶ街
地域	活用型	開発対応	喜多見ボンボコ会議
		活用型	駒沢給水塔地域風景資産保存会
単体	広域型	調査・イベント・管理	せたがや街並保存再生の会
		広域型	大山みちの会
広域	広域型	イベント・グッズ作成	東京坂の会

表6 地域風景資産の種類別活動内容

以下、この4つの活動タイプ別に、活動の実態・展開を見ることにする。

3-3. 管理型：船橋小径の会

地域風景資産「季節の野草に出会う小径」に対し活動を行っている。単独型で道路、所有者は世田谷区である。活動内容 選定活動で地域にはたらきかけ、会を立ち上げた。その後、区と管理協定を締結するとともに、隣地のマンション開発に対して提案など周辺へもはたらきかけが行われている。

他の施策へのステップとしての役割 「風景づくり活動団体の登録」を行ったことにより「風景づくりアドバイザー」の派遣を受け、区道としての地域風景資産の整備に参加・提案を行っている。

3-4. 地域型：土とみどりの会

地域風景資産「大ケヤキのある散歩道」は、分散型で、木3本、歴史的建築物2棟、道路1からなり、所有者5(公共1、民間4)となっている。

活動内容 違法建築問題を機に会を結成し、その後会独自に地域の資源を選定している。そのシンボルとして一部が地域風景資産の選定に至った。

他の施策へのステップとしての役割 選定が契機となり、「風景づくり活動団体登録」「界わい宣言の登録」が行われ現在区と「界わい形成地区指定」に向け協議中である。

3-5.活用型：せたがや街並保存再生の会

地域風景資産として「清明亭」「秋山の森と秋山邸」等近代住宅を中心に7件を選定に至らした。

活動内容 区内悉皆調査、まちあるきイベントによって資源の発見がなされていた。選定活動により所有者・地域とのつながりができオープン・ハウス等保全・活用が行われている。

他の施策へのステップとしての役割 選定された地域風景資産の一つである「清明亭」が都選定文化財に選定された。その他の資産も、文化財登録を検討中である。

3-6.広域型：大山みちの会

地域風景資産「池尻稲荷神社を中心とする旧大山道」は、神社と旧大山道の一部からなる隣接型である。所有者2（公共1、民間1）である。

活動内容 せたがや百景に選定されていたが、選定を機に会が発足した。旧大山道あるきや、手ぬぐい・地図・冊子などのグッズの作成等が行われており、ソフト面での活動にとどまっている。

他の施策へのステップとしての役割 現在のところ、見られない。

2-7.小結3

資源に応じて多様な市民活動が行われている 選定された多様な資源に対応してハード面・ソフト面に渡る様々な市民活動が誘発・促進されていることが分かった。一部の活動が地域の生活スタイルとして定着することによって生活景の創造が実現される可能性は大きい。

風景づくり条例のメニューへのステップとして機能している このように多様な市民活動に対して、地域風景資産の選定は、風景づくり条例のメニューへのステップとして機能し、更なる市民活動による生活景の保全・創造を促している。例えば、地域型においては、「界わい宣言の登録」「界わい形成地区の指定」、活用型においては「地域風景資産の登録」や文化財登録への移行が見られる。

他施策との連携・総合的な施策の展開が必要 多様な資源に対する市民活動に応じるメニューが、必ずしも風景づくり条例に存在している訳ではない。例えば、管理型の活動団体においては、管理協定、市民参加による整備などが行われており、他施策との連携が必要である。広域型においては、ソフト面での活動にとどまり、都市の骨格として計画へ反映、規制、市民参加による整備、全区的なイベント開催等が望まれる。また、活動団体のほとんどが世田谷まちづくりファンドの助成を経験していることから、広範な市民活動支援が求められていることが分かる。

結論：世田谷区風景づくり条例地域風景資産の可能性

市民活動の成熟度に応じた選定資源の選定 地域風景資産の選定では、抽象的な選定の条件と市民活動支援である

選定プロセスによって多様な資源が活動の意志のある主体とともに抽出され、市民活動の成熟度に応じた資源の選定が行われた。市民活動の成熟とともに、選定を追加更新も可能な仕組みにすることによって、保全・創造が促進されるのではないかと。

市民活動支援を中心とした景観施策の展開 風景づくり条例は、市民活動支援メニューの充実が図られていることから、選定された地域風景資産の保全・創造を促進している。しかし、保全・創造のための方策は、条例で支援可能な範囲を超えており、他施策と連携した総合的な景観施策の展開が必要とされている。

風景の発見と評価の必要性 仕組みづくりの段階で評価されていた「生活風習」の推薦・選定は見られなかった。現在のハードの資源の選定を前提とした仕組みでは、生活景を抽出し切れなかったといえる。ソフトも含めた資源の発見と評価を積極的に行う必要がある。

多様な主体の参加の機会の設定 第1回地域風景資産の選定は、推薦者は40歳代以降であった。風景は活動が可能な主体のみのものではない。多様な主体による風景のリビング、環境学習に取り入れる等、様々な参加の機会を設けることが必要である。

世田谷区風景づくり条例地域風景資産の一連の取り組みを通して、生活景の保全・創造のためには、活動の意志のある主体を育成・顕在化し、地域の共有の度合いに応じた、多様な資源に位置づけを与え、全体として市民による活動支援となるような仕組み・施策のあり方が重要であることが分かった。景観施策に対して、風景の発見・評価の機会を含めた、市民活動支援を中心とした、総合的な展開が図られることが求められている。

参考文献

- 1 北原聖雄「生活景」をめぐる論点と研究展望（「まちづくりのシナリオメイキング」生活景からの地域環境づくり、日本建築学会、2000、pp.1-4）
- 2 小浦久子「市街地更新における生活景とまちづくり」(前掲書、pp.21-28)
- 3 中井俊裕「生活景からのまちづくりに関して」(前掲書、pp.33-36)

関連研究

- 岡田雅代・松本篤・千葉晋也・坂井えりか「地域風景資産から始める風景づくりの新しい可能性 東京都世田谷区における生活風景創造への試行 その1」建築学会大会学術講演梗概、2002、F-1分冊、p.49-50
- 坂井えりか・千葉晋也・松本篤・岡田雅代「地域風景資産の選定に関する2つの協働 東京都世田谷区における生活風景創造への試行 その2」建築学会大会学術講演梗概、2003、F-1分冊、p.1057-1058
- 松本篤・岡田雅代・坂井えりか・千葉晋也「選定された地域風景資産と風景づくり活動の展開 東京都世田谷区における生活風景創造への試行 その3」建築学会大会学術講演梗概、2003、F-1分冊、p.1059-1060
- 岡田雅代・松本篤・千葉晋也・坂井えりか「地域風景資産選定における2つの協働に関する一考察 - 世田谷区風景づくり条例のケーススタディ」都市計画学会論文、2003.10、No.38-3、p.673-688
- 千葉晋也他3名「選定された地域風景資産における風景づくり活動支援に関する考察 東京都世田谷区における生活風景創造への試行 その4」建築学会大会学術講演梗概、2004.8、p.1197-1198
- 岡田雅代・千葉晋也・坂井えりか・松本篤「風景を育む人が増殖しつづけるプロセスデザインは可能か？」2004年度建築学会大会(北海道)研究協議会資料「景観」の制度化と都市計画 美しい都市づくりを目指して一、2004、日本建築学会

参考文献

- 世田谷区年整備部都市環境課都市デザイン担当「街に出る。」14、世田谷区、2000～2003